

答申第 225 号

情 公 第 2019 号

令和 4 年 10 月 26 日

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治 殿

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 玉 卷 弘 光

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 9 月 23 日付けで諮問された特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件（その 2）（諮問第 239 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、開示請求の対象となる文書として、別表に掲げる文書を特定し、その一部を不開示又は本件請求の対象外とした処分は妥当である。

## 2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 10 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表のとおり、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、条例第 22 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 24 日付けで本件請求に対する諾否決定を延長する決定を行った上で、令和 2 年 2 月 21 日付けで別表のとおり文書（以下「本件請求文書」という。）を特定し、以下のとおり、その一部を不開示又は本件請求の対象外とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表に掲げる請求 C から F まで、H、J、K 及び N から P までについては、審査請求人の自己を本人とする保有個人情報に当たらないとして本件請求の対象外とし、請求 G、I、L 及び M については、文書不存在を理由に不開示とした。

イ その上で、別表に掲げる a 文書のうち、審査請求人以外の個人の氏名については、請求者以外の情報であり、開示することにより、特定の個人が識別されるため、条例第 20 条第 3 号を理由に不開示とした。

(3) 審査請求人は、令和 2 年 5 月 1 日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張

（省略）

## 4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る対象文書の特定について

特定地番の土地の境界について、審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、審査請求人の求める文書を特定した上で、開示決定を行っている。なお、本件請求に係る開示決定に当たっては、請求の対象となる文書を広範囲に捉えて開示している。

(2) 文書不存在を理由に不開示とした部分について

審査請求人の特定地番の土地の境界に関する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人は自己の主張に沿った文書の公開請求を繰り返している。実施機関は、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答しているが、審査請求人は実施機関が土地の境界に係る文書を隠ぺいしていると主張し、情報公開請求に係る公開文書及び開示文書以外に文書が存在しないことについて、審査請求人の理解が得られていない。

(3) 条例第20条第3号該当性について

本件請求の対象文書のうちa文書に記載されている個人の氏名等については、請求者以外の情報であり、当該情報が開示されることにより、特定の個人を識別し、当該個人に不利益が生じるおそれがあるため、不開示とした。

## 5 審査会の判断理由

審査請求人は、実施機関は本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定した上で、再度開示することを求めているため、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 実施機関が本件請求の対象外又は文書不存在を理由に不開示とした情報について

ア 請求C、E、F、H、J、K、N及びPについて

本件請求のうち別表1に掲げる請求C、E、F、H、J、K、N及びPについて、実施機関は、審査請求人自身の情報ではないことを理由に、本件請求の対象外としている。

当審査会が本件請求内容を確認したところ、実施機関が本件請求の対象外とした情報は、審査請求人が所有している土地（以下「本件土地」という。）

の前所有者が、県有地を購入してから審査請求人に売却するまでの情報及び審査請求人が所有しない土地に係る情報であることが認められる。

したがって、本件請求のうち別表に掲げる請求C、E、F、H、J、K、N及びPについて、「自己を本人とする保有個人情報」（条例第18条第1項）には該当しないとして、本件請求の対象外としたことは妥当である。

#### イ 請求Iについて

審査請求人は、実施機関が本件土地を不当に搾取する土地境界杭を設置した上で、実施機関の特定職員が本件土地の一部の寄付を求めたことに関する資料等について開示請求を行っている。これに対し、実施機関は、文書不存在であることを理由に不開示としている。

このことについて、実施機関は、当該請求の対象文書を探索したが、存在しなかったと説明している。

この点、当審査会において、審査請求人に開示された地図に準ずる図面や土地登記簿等を確認したところ、審査請求人が主張する、本件土地を不当に搾取する土地境界杭なるものの存在は認められず、他に当該土地境界杭の存在をうかがわせる資料も存在しない以上、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求のうち別表に掲げる請求Iに係る文書について不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

#### ウ 請求Dに係る文書について

本件請求のうち別表1に掲げる請求Dについて、実施機関は、審査請求人自身の情報ではないことを理由に、本件請求の対象外としている。

このことについて、当審査会が審査請求人に開示された地図に準ずる図面や土地登記簿等を確認したところ、本件土地の境界の確定に当たっては、審査請求人が関わっている事実は認められないことから、本件請求のうち別表に掲げる請求Dについて、「自己を本人とする保有個人情報」（条例第18条第1項）には該当しないとして、本件請求の対象外としたことは妥当である。

#### エ 請求Gに係る文書について

審査請求人は、特定地番3筆それぞれに接する土地境界杭を三者が立会い確認した際の県側の承諾資料一式の写し及び敷地図の写しについて自己情報

の開示請求を行っている。これに対し、実施機関は、特定地番の土地3筆は接しておらず、3筆が接する境界承諾書類は存在しないと説明している。

この点、当審査会において、審査請求人に開示された地図に準ずる図面や土地登記簿等を確認したところ、審査請求人が主張する「特定地番3筆に接する土地境界杭」なるものの存在は認められず、他に当該土地境界杭の存在をうかがわせる資料も存在しない以上、3筆が接する境界承諾書類は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が本件請求のうち別表に掲げる請求Gに係る文書について不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

#### オ 請求Oについて

審査請求人は、神奈川県と特定法人との県営住宅の指定管理に係る協定書一式について開示請求を行っている。

県と指定管理者との協定は、神奈川県県営住宅条例（平成9年10月17日条例第36号）第70条第1項及び第2項の規定により、実施機関と指定管理者との間で締結される協定であり、当該協定の関係者でない審査請求人の情報が含まれていないことは明らかである。

よって、本件請求のうち別表に掲げる請求Oについて、「自己を本人とする保有個人情報」（条例第18条第1項）には該当しないとして、実施機関が当該請求を本件請求の対象外としたことは妥当である。

#### カ 請求Mについて

審査請求人は、特定協会の担当者が特定県営団地と本件土地の間に下水溝（U字溝）を設置した様子を実施機関の特定職員が撮影した写真について開示請求を行っている。

実施機関は、当該県営住宅の指定管理者は特定協会であり、当該下水溝（U字溝）の設置に係る工事（以下「本件設置工事」という。）は県有地内の工事であるため、審査請求人が関わる工事ではないことに加え、本件設置工事は、県営団地の指定管理者が所管する事務であり、実施機関が本件設置工事の様子を撮影することはないと説明している。

県営住宅の運営については、神奈川県県営住宅条例により、指定管理者が選定されている。指定管理者の権限は、同条例第66条第1項第1号に「県

営住宅等の維持管理に関する業務」等と規定され、本件設置工事に係る業務は、その権限に含まれていると考えるのが相当である。

したがって、本件設置工事の様子を実施機関の特定職員が撮影した写真について、本件設置工事が指定管理者の所管事務であることを理由に、実施機関の職員がその様子を撮影した写真がないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が文書不存在を理由に本件請求のうち別表に掲げる請求Mに係る文書について不開示としたことは妥当である。

なお、指定管理者が実施した本件設置工事に係る情報に、本件設置工事とは無関係の審査請求人の情報が含まれていないことは明らかである以上、本件請求のうち別表に掲げる請求Mについて、「自己を本人とする保有個人情報」（条例第18条第1項）には該当しないことから、この点においても、実施機関が不開示としたことは結論として妥当である。

#### キ 請求Lに係る文書について

審査請求人は、実施機関が本件土地と県有地の通路の間にフェンスを設置するために測量し、フェンスの型番を審査請求人に明示するに至った文書及び写真について開示請求を行っている。これに対し、実施機関は、当該フェンスは設置されていないため、フェンス設置に係る測量を行っていないが、審査請求人が来所した際に示した、フェンスのカタログ資料及び来所記録を開示対象文書として特定し、開示している。

このことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人より、当該地にフェンスを設置するよう強い要望があったため、フェンスの設置を検討した資料は存在するものの、実際にはフェンスを設置しておらず、設置のために測量及び現地調査は行っていないとのことであった。

当審査会が、開示文書のうち、審査請求人の来所記録に係る文書を確認したところ、審査請求人からの要望を受け、実施機関がフェンスの設置を検討していたことは確認できるものの、特定の時点において、フェンスは未設置であり、フェンス設置に係る測量の検討等を行った旨の記載がないことが認められる。

これらの事情から、実施機関は、審査請求人との間で、本件土地と県有地

の間にフェンスを設置することに関する検討をしてはいたものの、設置には至っていないことが明らかであり、このことについて審査請求人から当該説明を覆す事実は示されておらず、実施機関の説明に不自然な点があるとはいえない。また、他の設置物に関する図面等は存在するが、フェンスの設置に係る文書は、実施機関の担当者が手書きで作成したメモとフェンスのカタログ資料のみであることを踏まえると、フェンス設置に係る測量及び現地調査が実施されていないと推認するのが合理的である。

以上のことから、フェンス設置のための測量図等が存在しないことを理由に、実施機関が本件請求のうち別表に掲げる請求Ⅰに係る文書を不開示としたことは妥当である。

## (2) 条例第 20 条第 3 号該当性について

実施機関は、本件請求の対象文書のうち別表に掲げる a 文書について、その一部を条例第 20 条第 3 号に該当することを理由に不開示としているため、その妥当性について、以下検討する。

### ア 事務打合せ等報告書及び備忘録に類するメモに記載の個人の氏名について

実施機関は、a 文書のうち特定県営団地内の道路に越境している草葉の処理に関する事務打合せ等報告書及び備忘録に類するメモに記載されている個人の氏名について、特定の個人が識別され、その情報が開示されることにより特定の個人に不利益が生じるおそれがあるため、条例第 20 条第 3 号に定める不開示情報であると説明している。

当審査会が確認したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人の氏名であることが認められることから、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に該当することが認められる。また、当該情報は、同号ただし書アからウのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第 20 条第 3 号に該当することを理由に当該情報を不開示としたことは妥当である。

### イ FAX 連絡書に記載の個人の氏名及び役職名並びに FAX 番号

実施機関は、a 文書のうち特定県営団地の改良工事に係る関係者との FAX 連絡書に記載の個人の氏名、役職名及び FAX 番号について、特定の個人が識

別され、その情報が開示されることにより特定の個人に不利益が生じるおそれがあるため、条例第 20 条第 3 号に定める不開示情報であると説明している。

当審査会が確認したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人の氏名又は特定団体における役職名及び当該個人の FAX 番号であることが認められることから、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に該当することが認められる。また、これらの情報は、同号ただし書アからウのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第 20 条第 3 号に該当することを理由にこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

#### ウ 備忘メモに記載の個人名

実施機関は、a 文書のうち特定事案に関して実施機関が作成した備忘メモに記載されている個人の氏名について、特定の個人が識別され、その情報が開示されることにより特定の個人に不利益が生じるおそれがあるため、条例第 20 条第 3 号に定める不開示情報であると説明している。

当審査会が確認したところ、当該情報は、実施機関が特定県営団地内における電柱移設計画に当たって、事前相談を行った特定法人に属する個人の氏名、近隣住民の氏名及び審査請求人からの照会文書に対する経過記録内の関係者の氏名であることが認められることから、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に該当することが認められる。また、これらの情報は、同号ただし書アからウのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第 20 条第 3 号に該当することを理由にこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

#### (3) その他

審査請求人は、情報公開請求に係る実施機関の諾否決定の妥当性について種々主張しているが、当審査会は、自己情報の開示請求に係る決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、神奈川県情報公開条例によ

る行政文書公開請求に係る実施機関の処分の妥当性を調査審議する立場になり。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 表

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
A	令和元年12月2日付行政文書一部公開決定通知書を、「立案し裁決した文書」の閲覧開示。	a	令和元年11月25日起案審査請求人からの行政文書公開請求に係る行政文書の一部公開について（伺い）
B	平成30年2月15日付、送付した審査請求書2件を諮問するべく「立案し経伺し決裁した裁決文書」の閲覧開示。	b	行政文書公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（伺い）
			自己情報開示請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（伺い）
C	特定県営住宅地と請求者宅との境界を、黒岩祐治県知事名により、平成27年と28年の2回、境界確認証明書の開示を受けたが、都度の承諾証明書同士、現況とも違いがある。売却時の敷地図及び土地全部事項証明書原本写しの開示。	(請求対象外)	
D	本件土地の地番のK4境界杭と特定地番の筆界杭に対し、特定地番筆界杭の接する敷地図写しの開示。	(請求対象外)	

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
E	県が特定道路を市に移譲した範囲を敷地現形図上に明示された本件土地との境界査定杭の位置の開示。		(請求対象外)
F	昭和 39 年、県が道路移譲する際に境界調査をした際の資料一式の写しの開示。		(請求対象外)
G	特定地番と本件土地の地番及び特定地番に接する K 4 杭を、三者が立会い確認した県側の承諾資料一式写し開示。		(文書不存在)
H	県が平成 10 年 4 月 20 日に道水路等境界調査を特定市長に申請し、特定道路について協議確認しているが、道路と民地との敷地現形図（境界線を付定前と後）双方の写しの開示。		(請求対象外)
I	同調査と称し平成 10 年 5 月 25 日に本件土地の地番の K 3 鉄ビョウ杭と同 9.19m 離れた国土調査の境界線杭とを、本件土地の前所有者に署名押印させた。県特定職員は所有者が署名押印した杭から、私有地を 90cm 侵入して新 K 4 杭を設置し私有地を搾取しているにも関わらず、平成 10 年 7 月 31 日に県特定職員が寄付を求めたという範囲と資料写し開示。		(文書不存在)

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
J	「K 5 杭」を設置した際の立会書	(請求対象外)	
K	特定道路を、特定市へ移譲した際の「求積表が記載された作業素図の開示」	(請求対象外)	
L	県有地の通路と本件土地の間にフェンスを設置すると測量し、日生ビル4Fで型番を明示されるに至った写真及び文書写しの開示。	1	(審査請求人の)来所記録メモ及び設置計画のあったフェンスのカタログの開示
M	車止め鉄柵の3台目の根元のK 4境界杭を、当時の営繕事務所長、県土整備部住宅課県営住宅班技官、課長が確認後、特定地区の特定法人職員が鉄柵下のK 4杭に向け、下水溝6個を設置した様子を県職員が写した写真の開示。	(文書不存在)	
N	県が本件土地を売却した時の4角の筆界杭と特定地番筆界杭と特定道路と特定地番西南の査定杭接点が明示されている敷地図写しの開示。	(請求対象外)	
O	特定法人と特定県営住宅の指定管理に係る平成31年4月からの基本協定書一式の閲覧	(請求対象外)	
P	平成30年9月特定地番を測量した本件土地K 3と新K 4と新K 4-1筆界杭の成果写し閲覧。	(請求対象外)	

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月1日	○ 諮問
令和3年12月16日 (第320回審査会)	○ 審議
令和4年1月17日	○ 審査請求人より、条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
2月24日 (第321回審査会)	○ 審議
6月20日 (第322回審査会)	○ 審議
7月21日 (第323回審査会)	○ 審議
8月8日	○ 審査請求人より、条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
8月23日 (第324回審査会)	○ 審議
9月14日 (第325回審査会)	○ 審議
9月29日 (第326回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 名 誉 教 授	会 長
長 谷 川 範 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和4年9月29日現在) (五十音順)